

2021年度後期授業料減免の取扱いについて

申請をする前に

- 2021年4月に授業料の減免を申請し8月に減免等の決定を受けている者は、再度申請する必要はありません。
- 2021年4月に授業料の減免を申請した者が後期授業料減免の申請を受理されると、8月に決定した内容を取り消し、再審査を行うこととなります。再審査の結果、8月の採択結果より悪くなる場合があります。
- 後期授業料減免の申請を受理された者は、審査結果を通知する12月まで授業料の納付を猶予します。

1 申請資格

A・B共通

- 大阪市立大学の学部及び大学院に在籍する学生のうち【学生等の要件】を満たす者
- 修学状況が良好で学習意欲が旺盛な者

A 家計急変

- 2021年4月以降予期せぬ事情が発生(主たる家計支持者の死亡や解雇・廃業等)したことで経済状況が悪化、授業料の納付が困難であると認められる者

B 災害救助法適用地域被災者

- 2021年4月以降に発生した災害等で、2021年10月1日現在において災害救助法適用地域内で被災された者

災害救助法適用地域の確認はこちら

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

【学生等の要件】

	申請可能	申請不可
学部生	<ul style="list-style-type: none"> ● 学部 3 年次以上に在籍する者のうち、国の高等教育の修学支援新制度(=国制度)「大学への入学時期に係る基準」※1 に該当しない者 ● 学部生は 2020 年度成績・累計 GPA 上位 1/2 以上の者(医学部医学科に在籍する者は、過去において留年することなく進級をしている者) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 左記以外(国制度に申請可能な者) ● 学部 1・2 年次
大学院生	<ul style="list-style-type: none"> ● 前期博士(修士)課程及び大学院法学研究科法曹養成専攻に在籍する 2020 年度以降に入学した者のうち、大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援制度(=府制度)「申請要件」※2 に該当しない者 ● 後期博士(博士)課程に在籍する者及び前期博士(修士)課程(大学院法学研究科法曹養成専攻を含む)に在籍する 2019 年度以前に入学した者 	<ul style="list-style-type: none"> ● 左記以外(府制度に申請可能な者) ● 大学院法学研究科法曹養成専攻に在籍する者のうち、特待生になった者

	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学院生は研究計画が予定通り進捗している者(大学院法学研究科法曹養成専攻に在籍する者は学業における目的について、新生は研究計画について) 	
学部生/大学院生 共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請回数(最短修業年限と同回数が上限)を越えてない者、但し長期履修学生制度を利用している者は在籍予定年限を上限回数とする 	<ul style="list-style-type: none"> ● 留年をしている(した)者 ● 留学生(国際センターへお問い合わせください)

※1 国の高等教育の修学支援新制度「大学への入学時期に係る基準」は文部科学省ホームページで確認してください。

支援措置の対象となる学生等の認定要件について

https://www.mext.go.jp/content/20210330-mxt_gakushi01-1409388_05.pdf

※2 大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援制度「申請要件」

1. 大学等を卒業した後、大学院前期博士(修士)課程または大学院法学研究科法曹養成専攻に直接入学、かつ入学時点で前年度末年齢が24歳以下である者
2. 学生本人及びその生計維持者(原則、父母)が、入学日の3年以上前から引き続き大阪府内に住所を有していること

2 減免額等について

A 家計急変

減免採択者については、2021年度後期授業料の全額、2/3免除、1/3免除を許可します。2/3免除、1/3免除が許可された場合の授業料納付額は次のとおりです。

	学部および大学院 267,900円(通常後期分)
	納付額
2/3免除	178,600円
1/3免除	89,300円
不採択	267,900円

1. 長期履修学生制度を申請している場合は納付額が異なります。
2. 結果は2021年度後期授業料に限り有効です。
3. 納付期限はいずれも12月末(12月27日引落)です。

B 災害救助法適用地域被災者

減免採択者については、2021年度後期授業料の全額、半額もしくは3割の免除を許可します。半額免除、3割免除が許可された場合の授業料納付額は次のとおりです。

	学部および大学院 267,900円(通常後期分)
	納付額
3割免除	187,530円
半額免除	133,950円
不採択	267,900円

1. 長期履修学生制度を申請している場合は納付額が異なります。
2. 結果は2021年度後期授業料に限り有効です。
3. 納付期限はいずれも12月末(12月27日引落)です。

3 審査結果の通知

- (1) 12月3日(金)(予定)、OCU UNIPA/OCU メールで申請者あて個別に通知します。
- 電話、メール等による審査結果の確認・問い合わせには応じられません。
 - 郵送による通知も行いません。
- (2) 全額免除を許可された以外の者は、審査結果に基づき授業料を納付していただくこととなります。
- 授業料口座振替手続きが完了している者は、登録口座から授業料を引落します。
 - 授業料口座振替を登録されていない方は、「振込金兼手数料受取書／振込依頼書(銀行控)」を郵送しますので、振込依頼書に記載されている期限までに、大学が指定する口座へ納付してください。

4 申請手続について

(1) 申請書の交付

交付期間：2021年9月21日(火)～30日(木)

申請資格があることが確認できた者に対し、申請書類一式を OCU メールで送付しますので、申請資格に該当することが確認(証明)できる書類を OCU メールで提出してください。申請資格に該当することが確認(証明)できる書類が不明な場合は、予めお問い合わせください。

① 申請書交付依頼

交付期間に次の内容を「6 問い合わせ先」までメールしてください。申請資格があることが確認できた者に対し、申請書類一式を OCU メールで送付します。

- 【件名】 後期授業料減免申請希望
- 【本文】 学籍番号、氏名、電話番号を記入
- 【申請詳細】 申請メニュー番号と申請理由(簡潔に)
- 【添付】 申請資格に該当することが確認(証明)できる書類

② 申請資格に該当することが確認(証明)できる書類

申請資格(詳細)	確認(証明)できる書類
A 家計急変	主たる家計支持者の死亡届、戸籍謄本(除籍済みのもの)、元勤務先が発行した解雇通知書、自営業等の廃業届 等
B 災害救助法適用地域被災者	罹災証明書 等(災害で被害を受けたことを公的に証明された書類) 災害を2021年4月以降に発生した災害等で、災害救助法適用地域(2021年10月1日現在)に指定された地域で被災された者に限ります

(2) 申請書受付 ①または②により提出してください。

① 学生課へ提出

受付日時：2021年10月4日(月) 9時～17時 (緊急事態宣言中 10時～16時)【時間厳守】

受付場所：学生課(学生サポートセンター1階)

- 上記日時以外の受付は行いません。
- 「後期授業料減免願」と必要な添付書類・証明書類を一緒に提出してください。なお、提出必要書類の中には公的機関発行書類が含まれていますので、間に合うように準備をしてください。
- 記入漏れや不足書類等がないよう、申請要領や提出書類チェックシート等をよく確認してください。

② 郵送(送料自己負担)

10月4日(月)必着

郵送記録の残る方法(レターパック、特定記録郵便等)で郵送してください。

送付先：〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138 大阪市立大学 学生課 授業料減免担当 宛

5 その他

- (1) たとえ経済的に困難であっても、申請者すべてに適用される制度ではありません。
- (2) 書類受付後、審査過程で不足書類や不備、内容確認がある場合は OCU メールを通じて連絡します。なお、指定する日までに提出・連絡等がない場合、審査対象外になることがあります。
- (3) 申請時に取得した個人情報は、授業料減免関連業務のために利用しますが、業務に必要な範囲で収集した個人情報を第三者に提供することはありません。

6 問い合わせ先

学生課 授業料減免担当 (学生サポートセンター1階)

genmen@ado.osaka-cu.ac.jp / 平日 9時~17時(緊急事態宣言中 10時~16時)

2021年9月